

令和元年度答申第93号
令和2年3月19日

諮問番号 令和元年度諮問第116号（令和2年3月9日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付
決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としてのアフターケア（以下「アフターケア」という。）に係る健康管理手帳（以下「手帳」という。）の更新を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働局長（以下「処分庁」という。）がこれを不交付とする決定（以下「本件不交付決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等

事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項1号は、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を掲げている。

なお、同条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定するが、その実施に必要な基準を定める厚生労働省令はない。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、業務による心理的負荷を原因として精神障害を発病し、平成27年10月14日、労災保険法による療養補償給付の支給決定を受けた。

(療養補償給付たる療養の給付請求書、精神障害の業務起因性判断のための調査復命書、労働基準行政システム被災者情報詳細画面)

- (2) 審査請求人は、平成28年5月2日、処分庁に対し、精神障害に係る手帳の交付を申請し、処分庁は、同月16日、交付決定をした。

(健康管理手帳交付申請書、健康管理手帳の(新規)交付申請に係る交付決定通知書)

- (3) 審査請求人は、上記(2)で交付された手帳の有効期間の更新を求めて、平成31年3月6日、処分庁に対し、本件申請をした。

(健康管理手帳更新・再交付申請書)

- (4) 処分庁は、平成31年3月25日、審査請求人に対し、本件不交付決定をした。

(健康管理手帳の更新申請に係る不交付決定通知書)

- (5) 審査請求人は、平成31年4月23日付けで、審査庁に対し、本件不交付決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和2年3月9日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

引き続き、精神障害に係るアフターケアの実施が必要であると考え、本件不交付決定の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 アフターケアについては、「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」（平成19年4月23日付け基発第0423002号（最終改正平成28年3月30日付け基発0330第5号）。以下「実施要領」という。）に、運用に係る規定が定められている。
- 2 更新については、実施要領の6の（3）において「主治医の意見等に基づき、なお医学的にアフターケアを継続して行う必要があると認められる場合には、手帳の更新を行うものとする。」と規定されており、アフターケアを継続する必要性については、「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定に伴う運用上の留意事項について」（平成19年4月23日付け基発補発0423001号）の2において、意見の提出については「アフターケア実施期間の更新に関する診断書」によることと規定されている。
- 3 本件は、審査請求人から「精神障害に係るアフターケア」の更新の申請がなされたものであるが、主治医は「アフターケアの実施期間の更新に関する診断書」において「実施期間の更新の必要性」について「なし」との意見を述べているものである。
- 4 よって、審査請求人については、医学的にアフターケアを継続して行う必要があるものと認めることはできず、本件不交付決定については、違法又は不適正な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について
本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。
- 2 本件不交付決定の適法性及び妥当性について
(1) 労働者災害補償保険制度における社会復帰促進等事業の役割について
労災保険法29条1項柱書及び同項1号は、政府が、労災保険の適用事業に係る労働者等について、社会復帰促進等事業として、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を行うことができる旨定めているが、これは、労災保険の適用事業に係る労働者等について、その社会復帰を促進するためのものとされており、労働者災害補償保険制度による保

険給付を補完するものと解される。

被災労働者に対するアフターケアは、上記社会復帰促進等事業の一つとして行われるものである。

(2) 実施要領について

被災労働者の円滑な社会復帰を促進するための社会復帰促進等事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めることとされている（労災保険法29条2項参照）が、実施に必要な基準を定める省令はなく、アフターケアについては、実施要領に定める基準によって行われている。

実施要領は、アフターケアの対象傷病を掲げ、アフターケアの対象者に対してアフターケアを受けるために必要な手帳を交付することとし、対象傷病ごとに診察等の保健上の措置の範囲を定めた上で、手帳の有効期間を定め、その更新については、診察の実施期間に限度が定められていないものを除き、主治医の意見等に基づき、なお医学的にアフターケアを継続して行う必要があると認められる場合に行うこととしている。

かかる実施要領の定める基準には特段不合理な点はない。

(3) 審査請求人の手帳の更新について

審査請求人は、平成28年5月16日、精神障害に係る手帳の新規交付を受けていたものであるところ、実施要領に定める基準によれば、同傷病に係るアフターケアの措置範囲は、原則として症状固定後3年を限度とする診察等とされ、手帳の有効期間は、新規交付日から起算して3年間とされている。

審査請求人は、手帳の有効期間満了前に本件申請をしたものであるが、アフターケアの実施期間の更新に関する主治医の診断書によれば、実施期間の更新の必要性は「なし」とされている。

したがって、上記基準によれば、なお医学的にアフターケアを継続して行う必要があると認められる場合ではなく、審査庁の判断は妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件不交付決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委員 戸 谷 博 子

委 員 伊 藤 尚 浩
委 員 交 告 史